令和６年第４回定例会（R06.12.11）

◯８番（櫻井　茂君）　おはようございます。８番・櫻井　茂です。３項目にわたって通告をさせていただきました。本日は若干薄曇りという状況ですかね。これが爽やかに晴れるような答弁をいただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

公共施設の貸出しについてでございます。

個人や団体等が公共施設を利用する際の使用許可と、その使用料については、条例や規則等により定められております。これら条例・規則等の利用規定が、社会情勢や石岡市のまちづくりに適合しているのか、その使用許可が適正に判断されているのか、そして、使用者は公共施設を利用する際のルールを理解していただいているのか等について、特にステーションパーク、八郷総合運動公園、イベント広場、スケートボードパーク等について質問させていただきたいと思います。

１番、有料・無料の考え方について伺ってまいりたいと思います。

公共施設は、施設整備の費用、そして、維持管理経費に血税が注がれております。そのため、厳しい財政状況を考えれば、使用者から一定の使用料を徴収することを前提に運営すべきと思っております。使用料を取る・取らないの判断、そして、取る場合にはその金額がどのような理由、根拠で導き出されているのか、その条例等の制定年度はいつ頃なのか、使用料の積算根拠について、お尋ねをいたします。

◯議長（関口忠男君）　都市建設部長・櫻井君。

◯都市建設部長（櫻井正洋君）　私からは、都市建設部が所管しております施設についてご答弁申し上げます。ステーションパークなどの都市公園における使用料につきましては、石岡市都市公園条例第３条第１項において、都市公園での物品の販売や興行、なりわいとして写真撮影などを行う行為などのほか、同条例第６条第１項及び別表１に掲げる石岡運動公園などの有料公園施設につきましては、各施設の使用目的に応じた使用料を定めております。都市公園内の行為における使用料につきましては、同条第１５条第１項及び別表第３に基づき、物品の販売などは１日１００円、興行につきましては、１平方メートル当たり１日３円などとしております。有料公園施設につきましては、各施設においての利用人数や時間帯などによる使用料となってございます。

使用料の根拠につきましては、昭和４７年８月の合併前に旧石岡市で制定された条例を基に本条例を制定しているため、使用料改定の資料が残っておらず、制定年度も古いことから、根拠については、大変申し訳ございませんが、確認できない状況でございます。

以上でございます。

◯議長（関口忠男君）　市長直轄組織理事・浅田君。

◯市長直轄組織理事兼駅周辺にぎわい創生担当兼イベント広場利活用担当（浅田禎智君）　私からは、石岡スケートボードパークについてお答え申し上げます。石岡スケートボードパークのスケートボードエリアにおきましては、駅周辺のにぎわい創出を目的に、誰でもお気軽にスケートボード等を楽しめるように整備したことから、個人

での使用につきましては無料としております。
　また、スケートボード教室や競技会など、イベントのための独占使用行為に伴う使用につきましては、石岡市都市公園条例第１５条及び別表第３の規定に基づき、１日１平方メートル当たり２円の使用料を徴収しております。スケートボードエリアの全面を使用した場合には、スケートボードエリア面積が２，４００平方メートルでございますので、１日当たり４，８００円となります。北側のセクションのみの半面を使用した場合には、面積が１，１５０平方メートルでございますので、１日当たり２，３００円となり、南側のフラット部分のみ使用した場合には、面積が１，２５０平方メートルでございますので、２，５００円となります。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　教育部長・神谷君。
◯教育部長（神谷一美君）　お答え申し上げます。八郷総合運動公園の使用料につきましては、平成１７年に制定されました、石岡市八郷総合運動公園条例第４条の中で、使用料の規定をしてございます。具体的な額につきましては、別表におきまして、それぞれ運動公園プール、多目的広場、武道場、弓道場、ターゲットバードゴルフ場などの料金につきまして、午前、午後、全日の時間帯に分けて、規定をしているところでございます。こちらの条例につきましては、もともと合併前の昭和５３年に制定された、当時の八郷総合運動公園条例がございまして、その当時の情勢に合わせた使用料の設定になっているものと考えてございます。
　次に、イベント広場につきましては、整備される公共施設等が決まるまでの間の対応といたしまして、平成１９年にいしおかイベント広場管理要綱を制定し、要綱第５条により使用料は無料としているところでございます。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。
◯８番（櫻井　茂君）　答弁からうかがえるのは、５０年も前の使用料をそのまま使っているという状況です。この辺は、財務部長も含めて、財源の確保ということでこれまで何度も答弁されているわけですから、現状に合わせた使用料を適切に取るべきではないかと思います。ちょっと驚いたのが、スケートボードパーク、１日借りても４，８００円だと。これは、条例、あるいは規則でいけば、興行もできるんですよね。そこで営利事業もできるわけです。その使用料が１日４，８００円。これを市民が聞いたら、きっとびっくりしますね。使用者１人が払う１日の料金が４，８００円というんですかね、個人個人で滑るときに４，８００円取られますよというのが、東京などであれば一般的ですけど、施設全部を借り切って４，８００円ですので、この辺は都市公園条例ですか、そちらの見直しもしっかりお願いできればと思っています。
　それで、そもそも施設使用に関して有料・無料は、施設の使用を許可した場合の話であります。施設設置の目的によりまして、物販や公序良俗等に反する使用は当然、制限されていますけれども、念のため、使用を許可する条件、許可しない条件をお尋ねいたします。
◯議長（関口忠男君）　都市建設部長・櫻井君。

◯都市建設部長（櫻井正洋君）　ご答弁申し上げます。有料・無料の考え方でございますが、個人で都市公園を利用していただく際は無料としておりますが、先ほどご答弁させていただきました石岡市都市公園条例第３条、行為の制限の中で、物品の販売や興行を行うなどの営利を目的とした行為につきましては、許可を受け、使用料を納付しなければならないものとしております。

以上でございます。

◯議長（関口忠男君）　教育部長・神谷君。

◯教育部長（神谷一美君）　お答えいたします。八郷総合運動公園の使用の許可等につきましては、石岡市八郷総合運動公園条例第３条に規定をしてございます。その第３項において、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないことができると規定してございます。１つ目といたしまして、風俗または公安を害するおそれがあると認められるとき、２つ目といたしまして、施設設備を破損するおそれがあると認められるとき、３つ目といたしまして、物品の販売、募金その他これらに類する行為をするおそれがあるとき、４つ目といたしまして、教育委員会が不適当と認めるときの４項目でございます。

また、イベント広場の使用の条件といたしましては、いしおかイベント広場管理要綱第３条に、使用者は、次に示す条件により使用しなければならないと規定してございます。１つ目といたしまして、市民福祉の向上及び街の活性化に寄与すること、２つ目といたしまして、石岡市民及び周辺地域住民等が自由に参加できること、３つ目といたしまして、利益追求を目的とする事業でないこと、ただし、利益金の一部をチャリティーとして福祉団体等に寄附する場合で教育委員会が認めるときはこの限りでない、４つ目といたしまして、政治、宗教、暴力的行為等を内容とするものでないこと、５つ目といたしまして、極度の騒音、照明等により、周りの住民に迷惑がかからないものであること、６つ目といたしまして、広場の形状を著しく変えるものではないこと、７つ目といたしまして、広場を他の者に転貸しないことの以上７点でございます。

以上でございます。

◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。

◯８番（櫻井　茂君）　イベント広場についてですけれども、使用許可通知書に、事業終了後に利益があった場合は福祉団体への寄附を要請する案内をしているということで、伺っております。営利目的でありながら、無料でイベント広場を使用できている現状があります。それであれば、本当にイベント終了後に社会福祉団体等への寄附が履行されているのか、確認されているのか、お尋ねしたいと思います。

◯議長（関口忠男君）　教育部長・神谷君。

◯教育部長（神谷一美君）　お答えいたします。いしおかイベント広場の使用申請書の遵守事項に、「広場において大きな利益が生じた場合には、福祉・教育等への寄附を考慮いたします」とございますけれども、使用者からの寄附はございませんでした。

以上でございます。

◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。

◯８番（櫻井　茂君）　これ、なぜ「大きな」という文言を入れたんですかね。大きな利益って幾らなのかって、事業者によって変わりますよね。１００万円ぐらいないと大きな利益って言わないのか、１万円でも２万円でも、利益が出れば大きいなと感じる方もいらっしゃるでしょうし、その「大きな」という文言を、私は外すべきだと思います。

　私もこの件について調査しました。過去３年間、社会福祉協議会に寄与した事業者はいますかということで調べたところ、全くいないそうです。全く約束は守られていません。財源の確保に向けて努力するものと、これまでいろいろ言われておりましたけれども、イベント広場に関しては、市民の財産をただで使われていたことをずっと放置してきたということを、指摘させていただきます。

　次に、減免対象団体の定義についてお尋ねをしたいと思います。

◯議長（関口忠男君）　都市建設部長・櫻井君。

◯都市建設部長（櫻井正洋君）　ご答弁申し上げます。石岡市都市公園条例第１８条、使用料の減免により、公用もしくは公益事業、また市長が相当の理由があると認めたものは、使用料の減額または免除の対象となっており、公用事業は、国または地方公共団体などの官公署が実施する事業、公益事業は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものと認められる事業としております。減免対象団体としているものは、国や県、市町村などの地方公共団体や公益社団法人、商工会議所などの営利を目的としない団体と認識しております。

　以上でございます。

◯議長（関口忠男君）　市長直轄組織理事・浅田君。

◯市長直轄組織理事兼駅周辺にぎわい創生担当兼イベント広場利活用担当（浅田禎智君）　お答えいたします。石岡スケートボードパークのスケートボードエリアにおける減免対象事業でございますが、先ほど都市建設部長もお答えになりましたが、同じような回答になってしまいます。石岡市都市公園条例第１８条に、「公用若しくは公益の事業のために都市公園を使用するとき、又は市長が相当の理由があると認めたとき」と規定されておりまして、国または地方公共団体などの官公署が実施する事業、または不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業と認められる場合に減免対象としております。

　団体といたしましては、国、県及び市町村など地方公共団体のほか、公益社団法人、公益財団法人、商工会議所など、営利を目的とせず、社会一般の利益となる事業を行うことをする団体を減免対象としてございます。

　以上でございます。

◯議長（関口忠男君）　教育部長・神谷君。

◯教育部長（神谷一美君）　お答えいたします。八郷総合運動公園につきましては、使用料の減免につきまして、石岡市八郷総合運動公園条例第５条に、「公用若しくは公益事業のため使用するとき、又は教育委員会が相当の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる」と規定しているところでございます。

　以上でございます。

◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。

◯８番（櫻井　茂君）　減免のできる条件をご説明いただきました。
　そこでお伺いしますけれども、過去２年間で公益あるいは市長、教育委員会が特に認めた減免対象の使用者とその減免理由、こちらをお尋ねしたいと思います。イベント広場につきましては、そもそも無料ですから、福祉団体寄附等を条件に使用を許可しておりますので、イベント広場については、営利を目的とした使用者の把握をされていれば、その使用者をお尋ねしたいと思います。
◯議長（関口忠男君）　教育部長・神谷君。
◯教育部長（神谷一美君）　お答えいたします。過去２年間の八郷総合運動公園での減免対象の事業につきましては、本年度開催されましたＯｔｏｍｅｓｈｉ　Ｆｅｓｔｉｖａｌ．２０２４の１件でございます。減免理由につきましては、市民の幅広い参加が期待できる事業であること、市の知名度・イメージアップが期待できることが主な理由としてございます。
　また、イベント広場でございますが、こちらは、物販や飲食販売を行った団体としてご答弁させていただきますが、民間事業者、または民間団体がございますが、令和５年度は、ＦｏｏｄＦｏｏｄＦｏｏｄ２０２３、それから、ひたちのくにマーケットの２団体でございます。令和６年度につきましては、ひたちのくにマーケットの１団体でございます。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　都市建設部長・櫻井君。
◯都市建設部長（櫻井正洋君）　ご答弁申し上げます。ステーションパークで開催されました減免対象のイベントにつきましては、令和５年度はいしおか市場、山の日フェスティバルなど９件、令和６年度は、現在までに、山の日フェスティバル、いしおか市場、石岡囃子発表会など７件のイベントが開催されております。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。
◯８番（櫻井　茂君）　Ｏｔｏｍｅｓｈｉ　Ｆｅｓｔｉｖａｌ．２０２４とＦｏｏｄＦｏｏｄＦｏｏｄ２０２３について答弁をいただきましたけれども、片や公益性があるとの判断で使用の許可と減免をされていると、片や、営利目的の事業であると部長から答弁されております。しかし、これはどちらも公益性を論じる事業ではなくて、明らかに営利事業ということでしか私には見えません。
　そこで、教育長にお尋ねしますけれども、石岡運動公園は都市公園条例第３条で、物品の販売や興行、全部または一部を独占して使用する場合は市長の許可が要るとして、許可を取れば営利目的での使用を認めております。
　一方、八郷総合運動公園条例第３条では、物品の販売のおそれのあるときは許可しないことができるとして、設置目的である市民の体位向上と市民福祉の増進を図るため、一定の利用制限があることを指し示しています。それなのに、市民の幅広い参加、知名度アップ等の理由から使用を許可し、使用料まで減免しています。施設の設置目的に合致しているようにはとても思えません。これは教育長としての裁量権を逸脱しているのではないかと、私は思っております。仮に逸脱していないというのであ

れば、今後、同じような音楽フェスの使用申込みがあった際にも、使用を認め、使用料を減額するのか、お尋ねいたします。
◯議長（関口忠男君）　教育長・岩田君。
◯教育長（岩田利美君）　ご答弁申し上げます。この八郷運動公園の使用につきましては、公益的な事業に該当し、内容が市民の幅広い参加が期待できる事業、また、市の知名度・イメージアップが期待できる事業など、本市においてメリットが認められる事業については、事業内容を精査し、使用を認めていくということでございます。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。
◯８番（櫻井　茂君）　その理由が教育施設を使用していい理由には、私はならないと思います。条例をよく読んでください。教育長も元職員ですから、公務員ですから、分かると思います。
　それで、市長に同様の質問をさせていただきます。同じ内容のイベントが、もし仮に石岡運動公園で開催したいと申請を受けた場合、市長は、公益的事業として使用料を減免するのか、お尋ねします。
　都市公園条例の話です、これは。
◯議長（関口忠男君）　市長・谷島君。
◯市長（谷島洋司君）　お答えいたします。都市公園条例に基づきまして、その対象になるものにつきましては減免、そして、利用を許可してまいりたいと思います。
◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。
◯８番（櫻井　茂君）　答えになっていませんね。同じ内容のイベントですよ、音楽フェスを都市公園条例の規定の中で無料化するのかという話を聞いているんです。そのときの審査は当然やるんですけど、都市公園条例は有料事業を認めていますので、使用料は必ず徴収しているんですよ、石岡市は。八郷運動公園は無料化しちゃったんです。ですから、公平性が保てないんじゃないかということでの質問をさせていただいています。いかがですか、もう一度お尋ねします。
◯議長（関口忠男君）　市長・谷島君。
◯市長（谷島洋司君）　お答えいたします。公益ということの考え方かと思うんですけれども、一般的に、社会全般の利益につながるものと考えております。一例としまして、関連する法律の定義によりますと、公益目的事業とは、学術、慈善、その他として文化・芸術の振興を目的とする事業として、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの等が位置づけられております。今回の音楽イベントにつきましては、プロの音楽等に不特定多数の市内外の方々が無料で参加できる機会でありましたので、公益性があるものと考えて認めたところでございます。
　しかしながら、議員ご指摘のような都市公園などの公共施設の利用に当たりましては、公平性、公正性が確保されることが大変重要であると認識しております。先ほど来、もう５０年前の規定だということなどが議論になっておりましたが、社会情勢に合わせまして条例の改正を検討するよう、指示してまいりたいと思っております。
◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。

◯８番（櫻井　茂君）　全く答弁になっておりませんね。私がお尋ねしているのは、八郷運動公園で音楽フェスの使用を許可し、なおかつ使用料まで減免するという便宜を図ったわけです。イベントを有料の料金を取って開催できるという条例を規定している石岡運動公園で同じ申込みがあった場合、同じように公益的だということで無料にするのかという質問です。例えば相撲、あるいはプロレスなども石岡の運動公園で興行としてやっていますけれども、しっかり使用料を多分払っているはずです。これも石岡のイメージアップになりますよね。多くの人が来ます。市内の方も皆さん、見たいと思って参加されていたはずです。同じものを片や無料、片や有料でお金を取っているんですよ。それなので、同じイベントが石岡運動公園で申し込まれた場合、無料化するのかという質問です。残念ながら答弁がされないようですので、次の質問に入ってまいりたいと思います。

　どんなイベントも、市長が言うようににぎわいが生まれ、石岡の知名度が高まるという一面は持っていますので、それだけを拾って営利事業を無料化するというのは、非常に無理があると思います。そうならないように条例で規定しているわけですから、なぜそうなってしまったのかは、この後お尋ねしてまいります。

　３番目の後援名義をお尋ねします。今回、後援名義も出されているようですので、後援名義の制度内容と後援名義の使用を認める条件、こちらをお尋ねします。

◯議長（関口忠男君）　市長公室長・門脇君。

◯市長公室長（門脇　孝君）　お答え申し上げます。後援名義の使用基準でございますが、石岡市後援名義の使用承認に関する要綱に基づいて後援をしているところでございます。後援対象は、国、ほかの地方公共団体、公益法人、公共的団体等となっております。

　後援要件の１点目といたしましては、事業の目的及び内容が、本市の教育、芸術・文化及びスポーツの振興、市民福祉の増進等に寄与すると認められるもので、公共性があること、２点目といたしましては、市全域を対象として行われる事業で、広く一般市民を対象としており、事業の参加者がおおむね３０人以上であること、３点目といたしましては、原則として石岡市内が開催地であること、ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業又は本市のイメージアップが期待できる事業である場合は、この限りではない、４点目といたしまして、主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であること、５点目といたしましては、主催者が参加者から入場料その他の費用を徴収するものにあっては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること、６点目といたしましては、事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられていること、以上のいずれにも該当することが認められるものが承認要件となってございます。

　また、現在、市長公室の秘書広聴課が後援名義の承認の事務を所管してございますけれども、その審査方法につきましては、秘書広聴課のみでは承認の妥当性の判断に迷うケースが生じておりました。このため、関係部局の意見を反映できるよう要綱等を変更するため、庁議におきまして受付フローの見直しの実施についてご説明をし、各部局に変更案を提示しているところでございます。現在、変更案に対する各部局からの意見を反映させた新たな受付フロー及び審査方法などを協議しているところでご

ざいます。
　以上です。
◯議長（関口忠男君）　教育部長・神谷君。
◯教育部長（神谷一美君）　私からは、教育委員会の後援名義使用等についてご答弁申し上げます。教育委員会の後援につきましては、石岡市教育委員会の事業共催及び後援に関する要綱に基づいて後援をしているところでございます。第３条におきまして、「次に該当する事業について、共催又は後援をすることができる」と記載してございます。１つ目といたしまして、石岡市の教育施策の推進上、教育、学術、スポーツ及び文化の振興発展に寄与するもの、２つ目といたしまして、国又は地方公共団体が主催するもの、３つ目といたしまして、学校教育法第１条に規定する学校又は学校の連合体が主催するもの、４つ目といたしまして、公益法人又は公共的団体が主催するもの、５つ目といたしまして、その他教育委員会が共催又は後援を必要と認めるものとしてございます。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。
◯８番（櫻井　茂君）　それぞれ市長部局、教育委員会部局からの後援名義のルールを説明いただきました。
　それで、石岡市のホームページを確認したところ、市長部局の後援名義のほうでは、事業内容基準というものがあって、「商業宣伝・営利を目的としないこと」とはっきり明記されています。でも、市長の後援名義を出しちゃっていますよね、営利目的なのに。ただいまの答弁には含まれていませんでしたので、この部分はご指摘をさせていただきます。
　それで、Ｏｔｏｍｅｓｈｉ　Ｆｅｓｔｉｖａｌ．２０２４は、教育施設の使用にもかかわらず、教育委員会後援名義ではなく、なぜか市長の後援名義が許可されています。なぜ教育委員会で後援名義を出さなかったのか、なぜ市長のほうで出したのか、この取扱いをした理由をお尋ねします。
◯議長（関口忠男君）　市長公室長・門脇君。
◯市長公室長（門脇　孝君）　ご答弁申し上げます。申請者のご意向により、市の後援名義のみを申請したものと認識でございます。
　以上です。
◯議長（関口忠男君）　教育部長・神谷君。
◯教育部長（神谷一美君）　お答えいたします。教育委員会につきましては、後援事業の申請がなかったことから、後援の承認はしていないところでございます。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。
◯８番（櫻井　茂君）　市長部局の後援名義だけが申請されたので、教育委員会の後援名義は出さなかったと、出さなかったというか、申請がなかったので取扱いしなかったということが分かりました。
　そうなると、先ほどの答弁では、市が後援できる対象団体は国、他の地方公共団体、公益法人、公共的団体等であると答弁をいただいております。

　そこでお尋ねしますけれども、Ｏｔｏｍｅｓｈｉ　Ｆｅｓｔｉｖａｌ.２０２４実行委員会名で後援名義申請が出されていると思いますけれども、これは同様に、教育委員会へも使用申請が実行委員会名で出されているとことだと思います。教育委員会は、Ｏｔｏｍｅｓｈｉ　Ｆｅｓｔｉｖａｌ.２０２４実行委員会を公共的団体として、事業を公益事業と認定したのか。それで施設の使用を認め、使用料の減免をしているのですかね。多分そうだと思います。一方、市長は、公共的団体であるとして、後援名義を当然その流れの中で許可しているということで、受け止めております。
　それでは、公共的団体等については地方自治法で規定されているようなので、どのような団体なのか、お尋ねしたいと思います。
◯議長（関口忠男君）　市長公室長・門脇君。
◯市長公室長（門脇　孝君）　ご答弁申し上げます。地方自治法１５７条によりまして、産業経済団体、内訳といたしましては、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、観光協会などでございます。次に、厚生社会事業団、内訳でございますけれども、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社などでございます。教育・文化・スポーツ団体といたしまして、ＰＴＡ、文化協会、体育連盟・協会などでございます。地域活動団体といたしまして、内訳といたしまして、町内会、自治会、区長会、婦人会、子ども会、青年団、老人会などでございます。その他公共的な活動を営む者全てが法人格を問わないとなってございます。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。
◯８番（櫻井　茂君）　それでは、Ｏｔｏｍｅｓｈｉ　Ｆｅｓｔｉｖａｌ.２０２４実行委員会が、地方自治法第１５７条に該当する団体に当たるのかを調べてみました。Ｏｔｏｍｅｓｈｉ　Ｆｅｓｔｉｖａｌ.２０２４のホームページが現在も閲覧できますので、皆さんもタブレットで確認いただけけるとありがたいと思います。プライバシーポリシーのページに記載されているお問合せ窓口は株式会社ＮＧＫ、担当部署はＯｔｏｍｅｓｈｉ　Ｆｅｓｔｉｖａｌ.２０２４実行委員会と表記されております。主催者は、実行委員会ではなく株式会社ＮＧＫであることが確認できるわけであります。法律で義務づけられている特定商取引法に基づく表記にも、株式会社ＮＧＫとあります。
　さらに言えば、市の後援名義利用者へは特段の支援はしないはずですが、なぜか前例のない便宜も図っているようであります。私も非常に疑問に思ったんですが、広報いしおかにフェスティバルの折り込み広告を無料で入れて、配布していますね。これは明らかに、市民の税金を使った過剰サービスじゃないですかね。当時、私も広報を配る担当なので、区長でありますから、なぜこのＯｔｏｍｅｓｈｉのパンフレットが中に入っているんだろうと、非常に疑問を持った覚えがございます。
　今後も依頼があれば、営利目的でも集客が望め石岡市の知名度がアップする、市長がそう言っていますから、これは広報紙に折り込み広告を無料で入れてあげるんですか、イベント事業があった場合。市長にお尋ねします。
◯議長（関口忠男君）　市長・谷島君。

◯市長（谷島洋司君）　お答えいたします。先ほどお答えいたしましたＯｔｏｍｅｓｈｉ　Ｆｅｓｔｉｖａｌにつきましては、石岡を盛り上げたいと、地元を盛り上げたいという熱い思いの実行委員会の皆さんに、私も石岡市として協力をしたということでございます。今後につきましては、条例なども精査しまして、しっかり対応してまいりたいと思っております。

いずれにしましても、やはり今回の件につきましては、プロの音楽を市内外の方々が無料で参加できるということ、多くの市民の皆さんが非常にこのＯｔｏｍｅｓｈｉＦｅｓｔｉｖａｌというもの、ＦｏｏｄＦｏｏｄＦｏｏｄにつきましても喜んでいただいた。そして、多くの方に石岡という場所を認知していただいたということで、結果は出しているなと思っているところでございます。

◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。

◯８番（櫻井　茂君）　規則やルールはどこに行ってしまったんでしょうかと申し上げたいと思います。効果としては、市長がおっしゃるとおり、一定の効果は当然あったと思います。効果があって初めて、事業者も利益を得られるわけですから。ただ、行政はルールに基づいて動かないと、何でもありになっちゃいますよね。市長がたまたまやってあげたいからって許可しちゃった。じゃあ、やってあげたくないから、許可しないで有料の料金を取りますよ。それじゃ、あまりにも恣意的じゃないんですかね。そのところを指摘させていただいております。

実行委員会が頑張っているからとおっしゃっていましたけど、先ほど申し上げましたように、特定商取引法に基づく表記というのが義務づけられているんですよ、法律で。その中で、株式会社ＮＧＫの中にある実行委員会とホームページに明記されているんですよ、はっきり。これは株式会社なんですよ、実行委員会は、実は。それを知ってか知らずか、許可しちゃっているんですよ。どういうことなんですかね。

後援名義のほうは、使用者からの使用後の事業報告書の提出というのが義務づけられていますので、後援名義の使用の条件、事業遂行能力の確認、費用徴収の適正判断、さらには福祉団体への寄附が求められておるようですが、事業終了後にそうした約束は果たされているのか、報告書を見ればこれは当然分かると思いますので、お尋ねをします。

◯議長（関口忠男君）　市長公室長・門脇君。

◯市長公室長（門脇　孝君）　ご答弁申し上げます。事業後の報告書の提出につきましては、石岡市後援名義の使用承認に関する要綱第９条に基づきまして、後援事業実施報告書に後援事業収支決算書を添付し、市長公室秘書広聴課に提出いただくこととなってございます。申請に基づき、実施されているか確認をしてございます。

以上です。

◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。

◯８番（櫻井　茂君）　今の答弁ですと、提出された報告書で適切に事業が行われたことを確認したという認識を持っているということで、受け止めました。しかし、福祉団体への寄附は、先ほど申し上げたように実行されていませんよ。ということで、後援事業実施報告書と後援事業収支決算書について、資料請求を行って内容を見ました。全くの黒塗りで出てきましたけれども、それでもいろいろな情報が分かりまし

た。
　提出者は、Ｏｔｏｍｅｓｈｉ　Ｆｅｓｔｉｖａｌ．２０２４実行委員会となっておりまして、株式会社という表記はどこにもありません。この収支決算書に、シャトルバスに関する収入と支出項目の記載がありました。ホームページには、特定商取引法に基づく標記という法で義務づけられた情報、先ほど申し上げましたけれども、ここに乗車券販売は株式会社が行うとはっきり明記してあります。それなのに、実行委員会提出の事業収支決算書には、シャトルバスの収支が計上されております。法令で義務づけられている表示と決算書の提出者名が一致しておりません。ということは、後援名義申請書に株式会社という表記が使われなかったことで、実行委員会という、行政にとってみると非常に美しく聞こえる名前を、公益的な団体と勘違い、あるいは拡大解釈して、市長は後援名義を許可し、教育長は施設の使用許可と使用料減免を許可したということなのでしょうか。非常に疑問です。
　いずれにしましても、八郷運動公園の使用料相当額、計算すると多分１００万円を超えると思いますけれども、これを石岡市は失っております。当時の解決策は、ただ１つあったんです、実は。それは、第１回定例会で、八郷総合運動公園条例を営利事業の開催を可能になるように改正すれば、何の問題もなかったはずです。でも、なぜか条例は改正されませんでしたね。多分、施設使用の申込みは半年以上前からあって、事業者は長期間にわたって準備されておりますので、条例改正は十分間に合ったはずです。
　これまでの質疑を聞いていただいて、ご自身の下した判断をどのように思うのか、大変恐縮ですけれども、教育長と市長、それぞれの見解をお尋ねします。
◯議長（関口忠男君）　教育長・岩田君。
◯教育長（岩田利美君）　ご答弁申し上げます。今回は八郷総合運動公園、イベント広場でございましたけれども、教育委員会では様々な公共施設を所管しております。今回、議員からご質問やご提言のありました公共施設の利用の在り方につきましては、減免対象団体の明確化や使用する規則、また使用料の見直しなど、こういったものを検討する時期に来ていると考えてございます。
　今後は、他市の事例を参考にしながら、各施設の特色と強みを生かした利用の在り方について、しっかりと検討してまいりたいと考えております。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　市長・谷島君。
◯市長（谷島洋司君）　お答えします。様々、都市公園などの公共施設の利用に当たりましては、公正、あるいは公平性が確保されていることが重要であると認識しておりますので、先ほど来議論になりました、あるいは教育長からもありましたように、今後、社会情勢に合わせて条例の改正をして、きちんと、そういう地域のため、あるいは市民のためになるような施設管理ができるように、指示をしてまいります。
◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。
◯８番（櫻井　茂君）　指摘させていただいた事項についての反省の言葉はなかったですね。今後は当然直さなきゃいけないですが、非常に恣意的に何か優遇を図ったという部分が見えております。これで失った血税は非常に大きなものがあります。ま

た、信用も石岡市は失っております。そこは十分に考えていただきたいと思います。イメージアップしたと言っていますけれども、この事業でイメージダウンした側面もあるということは、認識していただきたいと思います。この議場では言えないこともたくさん、私、今持っています。そういったことが徐々に明らかになったとき、市長は今の答弁で果たして済むのかどうか、ちょっと理解に苦しむところでありますけれども、次の質問に入りたいと思います。

〔「１００条でただせよ、１００条で。終わってはしゃあんめよ、これ」と呼ぶ者あり〕

◯議長（関口忠男君）　静粛に願います。

◯８番（櫻井　茂君）　２番目の苦情の対応について、お尋ねします。

利用に際しての注意事項の事前説明ということで、公共施設を使う際に、いろいろなイベント等で苦情が入ってくるケースがあるようでございます。それなので、利用を許可する際、事前にどのような注意事項を説明しているのか、お尋ねします。

◯議長（関口忠男君）　都市建設部長・櫻井君。

◯都市建設部長（櫻井正洋君）　ご答弁申し上げます。ステーションパークなどの施設利用につきましては、事前相談時にイベント内容や利用計画などの聞き取りを行い、公園利用に対しての苦情や事故の対応、公園施設の使用に関しての諸条件をご説明しております。また、許可書発行の際にも、書面にて同様の注意喚起を行い、周辺住民や環境美化に配慮した施設利用のお願いもしているところでございます。

以上でございます。

◯議長（関口忠男君）　教育部長・神谷君。

◯教育部長（神谷一美君）　お答えいたします。イベント広場の利用に際してでございますけれども、こちらにつきましては、ごみは持ち帰ることを約束する、使用中のトラブルについては、自己の責任において処理することを約束するなどの遵守事項を記載しており、申請の際に注意を促しているところでございます。

以上でございます。

◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。

◯８番（櫻井　茂君）　教育部長からはイベント広場の話のみが説明されましたけれども、Ｏｔｏｍｅｓｈｉ　Ｆｅｓｔｉｖａｌの事業実施報告書に記載がありました。これは黒塗りじゃなかったので読めましたけれども、騒音のクレームがあったみたいなことが記載されていましたので、Ｏｔｏｍｅｓｈｉ　Ｆｅｓｔｉｖａｌは、民家が周りに少ないんでしょうけれども、そういったクレームがあったようです。教育委員会のほうに伝わっていなかったのかもしれませんけれども、そういったものも見ておく必要があるのではないかなと思います。

次に、苦情等の連絡が入った際の具体的な対応ということで、一般的には通常、市民から市役所、あるいは交番に騒音の苦情が寄せられるケースが多々あると聞いております。石岡駅前交番に私、確認に行きました。市民から苦情の連絡を受けた場合は、主催者に苦情が入った旨伝え、善処を促すという警官からの説明がございました。これは主にステーションパークのお話なんですけれども、可能であれば、事前にイベント開催情報を交番に伝えていただけると、苦情が入った際に、主催者が誰なの

かというのも明確に分かりますから、対応がしやすくなるという話もあるようで、それも聞かされましたので、今後、市に苦情が入った際の具体的な対応をお尋ねしたいと思います。
◯議長（関口忠男君）　都市建設部長・櫻井君。
◯都市建設部長（櫻井正洋君）　ご答弁申し上げます。公園施設の利用に関しての苦情につきましては、原則、許可条件としまして、申請者が責任を持って対応することとしております。また、休日につきましては、日直からの連絡により、担当課にて対応しているところでございます。議員ご提案の駅前交番との連携につきましては、休日に市民からの騒音などについてご連絡をいただいた際には、大変有効であると認識しております。ステーションパークでのイベントが開催される際には、事前に駅前交番へ周知し、連携して、騒音などの対応に取り組むとともに、引き続き、申請時にイベント内容や配置計画など十分に精査を行い、イベント開催時の注意喚起など申請者へ指導を徹底し、公園利用者や周辺住民が不快とならないよう、施設管理に努めてまいりたいと考えております。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　教育部長・神谷君。
◯教育部長（神谷一美君）　お答えいたします。教育委員会等において、苦情等の連絡が入った際の具体的な対応でございますが、電話等で近隣住民の方から苦情の連絡が入った場合は、その都度、担当者からおわびをいたしておりますけれども、主催者側に対しても、苦情の内容については報告し、適切な対応をお願いしているところでございます。
　今後につきましては、事前に警察とイベント開催情報を共有するなど連携を図り、苦情へとつながらないよう、適切な対応に努めてまいりたいと考えてございます。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。
◯８番（櫻井　茂君）　よろしくお願いします。ステーションパークにつきましては、営利事業が条例で認められていますので、いろいろな事業者から使用させてほしいという申請が来ることが、今後も予想されます。あそこはすり鉢状に地形がなっていまして、音が周りに広がりやすいという条件がありますから、駅よりも高い場所にお住まいになられている方は、非常に音が反響してうるさいんだという意見を聞いてまいりました。ですので、イベントは土日に多いという特性もありまして、土日は、役所は日直しかいませんから、苦情を受けてもすぐに行動するというわけには日直さんはいかないと思います。そういった意味で、交番の方の力を借りるというのも１つの手法であって、それをスムーズにするのが、事前のスケジュールの報告と意見交換ということになりますので、ぜひ市民の苦情が１件でも少なくなるように、対応をお願いできればと思います。よろしくお願いします。
　次に、３つ目、公共施設の利用の在り方の再検討ということでお尋ねします。先ほど来、この部分については答弁がありますけど、通告しましたので再度お尋ねするしかありません。
　公共施設の利用につきましては、条例や規則で定めたルールに従うことで、利用者

は快適かつ楽しく利用でき、市は維持管理の責任を明確に負うわけであります。しかし、今回の質問で明らかになったのは、市長はそのルールを知ってか知らずか、自ら破り、庁議の席にいた職員は違和感を覚えながらも、異議が出なかったように私は受け止めております。庁議は一体何なのかと言わせていただきます。

条例や規則で公益事業等、公共的団体等の定義をより明確に定め、施設の利用範囲を今の社会情勢に合わせること、そして、使用料の金額が５０年前の基準のまま放置されてきたことを反省していただき、公共施設の利用の在り方を再検証し、財源確保と施設の適正運用に努めていただければと思います。

今回指摘させていただいた内容を受け止めて、市長はどのように感じ、今後どのようにするのか、見解を伺いたいと思います。

◯議長（関口忠男君）　市長・谷島君。

◯市長（谷島洋司君）　お答えいたします。今回の後援につきましては、私としましては、手続を踏んで、そして、公正・公平性を持って認めてきたと思っております。しかしながら、条例につきましては、先ほど来お話がありましたように、様々、５０年前につくられたものであったり使用料であったり、そういうことがございますので、しっかりこの機会に見直しながら、今後に取り組んでいきたいと思っております。

◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。

◯８番（櫻井　茂君）　公平・公正な手続が行われたように見えないからこそ、質問させていただきました。取りあえず今日のところはここまでということにさせていただければと思います。

次の、デジタル化の推進について質問させていただきます。残り時間も少ないので、とんとんと進めさせていただきます。

コロナ禍によってリモート環境の整備が一気に進み、国はデジタル・トランスフォーメーション、そして、デジタル田園都市国家構想を打ち出し、地方のデジタル化を強力に推進しております。これを受けて市長は行政のデジタル化を進めると宣言され、デジタル行政サービスの提供による利用者の利便性向上を目標の１つに掲げておられます。石岡市が進めるデジタル化への取組状況と、利用者の利便性向上がどのように進んでいるのかをお尋ねしてまいります。

１番、デジタル化する取組内容について、目的と目標をお尋ねしてまいります。国の動きに合わせて、石岡市デジタル・トランスフォーメーション推進計画が策定され、その後、国はデジタル田園都市国家構想を打ち出していますが、石岡市はこれに合わせた計画の見直しはしていません。石岡市が目指すデジタル化の目的と目標、達成時期をお伺いします。

◯議長（関口忠男君）　総務部長・武石君。

◯総務部長（武石　誠君）　ご答弁申し上げます。石岡市のデジタル・トランスフォーメーション、ＤＸ推進計画に関する取組について、目的と目標をお答えしたいと思います。石岡市では、令和４年３月に策定いたしました石岡市デジタル・トランスフォーメーション推進計画に基づき、行政サービスの効率化や、市民の利便性向上を目指しまして、デジタル化を進めているところでございます。

目的につきましては、ＤＸ推進計画の基本方針に基づきまして、次の３点が挙げられるところでございます。１つに、デジタル行政サービスの提供による利用者の利便性向上、２つに、ＩＣＴ環境整備による効果的・効率的な行政運営の構築、３つに、人に優しいデジタル化の推進でございます。これらの基本方針に基づきましてデジタル技術を活用し、従来の対面での手続や書類のやり取りを簡素化し、市民の負担を軽減するとともに、行政サービスの迅速化を目指しているところでございます。

次に、目標でございますが、基本方針に沿った１３の重点取組事項がございます。その中でも特に重要な目標として、次に申し上げます３点を挙げてございます。

１つ目は、自治体の行政手続のオンライン化でございます。利便性を高めるため、オンラインでの申請手続の拡充を進め、市役所に訪れることなく、様々なツールを利用して手続を簡素化できることを目指しているところでございます。

２つ目は、自治体の情報システムの標準化・共通化でございます。国主導で進められているこの施策につきましては、令和７年度末までに移行が完了しなければならない、非常に大きな作業となっているところでございます。

３つ目は、ＢＰＲの取組の徹底でございます。業務の効率化を進めるためには、業務の可視化が不可欠でございますので、市では令和４年度から全庁業務分析に着手いたしまして、業務量調査、またＢＰＲを実施しているところでございます。これにより市職員の業務負担を軽減し、迅速な行政サービスの提供を実現することを目指しているところでございます。

最後に、達成時期でございますけれども、石岡市デジタル・トランスフォーメーション推進計画は、令和７年度までの計画となってございまして、自治体の行政手続のオンライン化などに取り組んでいるところでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、デジタル田園都市構想等、国の方針が示されていることもございまして、今後は国の動向を注視しつつ、本計画の見直しを含め、引き続きデジタル化を進めるとともに、市民生活の利便性向上を目指していきたいと考えてございます。

以上でございます。

◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。

◯８番（櫻井　茂君）　ありがとうございました。

次に、デジタル化を促す支援体制、石岡市はどのような支援体制を敷いて対応しているのか、お尋ねします。

◯議長（関口忠男君）　総務部長・武石君。

◯総務部長（武石　誠君）　ご答弁申し上げます。デジタル化の推進につきましては、各担当課による取組が重要でございまして、特に新たなデジタル技術を活用できる職員の育成が課題であると認識してございます。市といたしましては、情報政策課を中心に、各課からの支援要望に対しまして、システム導入のサポートですとか、アナログ業務のデジタル化に関する技術的なアドバイスを行っているところでございます。また、専門知識がなくても効率的にオンライン申請を作成できる、ＬｏＧｏフォームというシステムの導入を進めてございまして、デジタル化の実現に向けた技術的な支援を提供しているところでございます。

今後も、市役所全体でデジタル化を加速させまして、全ての市民がその利便性を実

感できるよう取り組んでまいります。また、各担当課への支援体制につきましても一層強化いたしまして、デジタル化の促進に全力を尽くしてまいりたいと考えてございます。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。
◯８番（櫻井　茂君）　その支援体制で、１つお願いしたいことがございます。１つというか、お願いする中の１つです。担当課は、デジタル化の知識が乏しい職員がたくさんおられるようです。調査研究の時間が取れない。これはなぜかというと、業務が忙しくて、デジタル化の検討をする時間がなかなか難しいんだということを聞いております。ぜひとも担当課が便利になるデジタル化、システム化、こういったところを図るためには、推奨システムを提案するということもよろしくお願いしたいと思います。やっていただいているとは思うんですけれども、手厚い支援、助け船を出すことで担当課も動き出しやすいというところは、認識していただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
　２つ目です。デジタル化における優先順位をお尋ねしてまいります。デジタル化に限りませんが、事業を進める際の優先順位を設定しておかないと、一向にデジタル化が進みません。予算、市民の利用に供する時期、スピード、システムの要求度、完成度の高さ、職員の育成など、どのような優先順位を想定しているのか、お尋ねします。
◯議長（関口忠男君）　総務部長・武石君。
◯総務部長（武石　誠君）　ご答弁申し上げます。デジタル化を進める上で優先順位を設定することは、非常に重要であると認識してございます。限られた予算やリソースを効果的、かつ効率的に活用いたしまして市民サービスの向上を図るためには、慎重に検討を重ね、適切な優先順位を決定する必要があると考えてございます。
　本市におきましてはデジタル化の優先順位を、次の６点を重視しているところでございます。１つに市民の利便性向上を最優先すること、２つに業務の効率化と職員の負担を軽減すること、３つに予算の範囲内での段階的導入をすること、４つにシステムの要求度及び完成度の高さ、５つに職員の育成とスキルの向上、６つに市民の声を適切に反映させることでございます。これらを総合的に考慮しながら、石岡市デジタル・トランスフォーメーション、ＤＸ推進計画に基づく取組や国の動向を注視いたしまして、市民にとって効果的で効率的なデジタル化を段階的に推進しているところでございます。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。
◯８番（櫻井　茂君）　優先順位として６つですか、この視点でご説明をいただきました。市民の利便性向上を最優先に掲げるということであり、非常にありがたいんですが、各部署のデジタル化を進める際の進行管理についてもお尋ねします。
　計画に基づくデジタル化、あるいは、計画に明記はされていないが、市民の利便性の向上に大きな効果のある事業への取組、こちらはそのデジタル化が遅くならないよう、進行管理をしっかりすべきだと思います。各部の部長、次長が進行管理を行うの

は当然ですけれども、全体を統括する一方、個別の窓口業務のデジタル化を進める進行管理を行うのはどの部署の誰になるか、お尋ねします。
◯議長（関口忠男君）　総務部長・武石君。
◯総務部長（武石　誠君）　ご答弁申し上げます。石岡市デジタル・トランスフォーメーション推進計画におきましては、ＤＸの推進体制が明確に位置づけられておりまして、庁内の横断的な取組が増加する中、情報化推進会議、デジタル化推進チーム、それから、ＤＸ推進リーダーという３つの組織が連携して、様々な事業を推進しているところでございます。これらの組織の中で、ＤＸ推進を総括する最高位の組織といたしまして、副市長を委員長とし、各部の部長級職員を委員とする情報化推進会議が設置されているところでございます。この会議におきましては、ＤＸ推進に関する計画の検討、進捗の確認及び評価を行いまして、市全体のＤＸを統括する役割を担っているところでございます。
　また、議員ご指摘の窓口業務のデジタル化でございますけれども、石岡市総合窓口サービス運営委員会が具体的な取組を担当しているところでございます。この委員会は、各窓口部門の課長で構成されてございまして、進捗状況の確認や横断的な課題の解決に取り組んでいるところでございます。その進行管理につきましては、市民課長が責任者となり、必要に応じてＤＸ推進担当と連携を図りながら、進めているところでございます。
　このように、市全体の進行管理は情報化推進会議が統括いたしまして、個別のデジタル化案件については、各委員会や担当部門が主体となって推進しているところでございます。必要に応じてデジタル化推進チームを設置するなど柔軟な対応を図り、全庁的な連携を確保しながら事業を進める体制が整っているものと考えてございます。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。
◯８番（櫻井　茂君）　４点目です。職員のデジタル化に向けた意識改革についてお尋ねします。進行管理は情報化推進会議が統括している旨の答弁をいただきましたけれども、機能しているようには私は思えません。
　具体例を挙げたいと思います。市民懇談会で市民から次のような要望が出ました。石岡地区の公民館講座の受講を希望する場合、講座が行われる公民館に直接出向かないと申込みができない。そのため、複数の講座の受講を希望する場合、複数の公民館に足を運ばなければならないので不便であるという意見でした。多分、市長もこれは覚えていると思います。そこで、先日、中央公民館に伺いまして、講座の申込み方法のデジタル化、システム化の動きについて確認させていただいたところ、残念ながら進んでおりませんでした。さらに、運動公園の体育施設の予約システムについて、これまで再三再四、使いにくいことを指摘したところであり、担当課に状況を確認したところ、７年度にシステム開発、８年度当初にシステム供用開始を計画していたが、関係者の意見がまとまらず、１年遅れになりそうだという回答をいただきました。
　いずれにしても、自分たちの都合――これは職員の都合です――を優先順位の１位にしているように思えてなりません。情報化推進会議でそうした状況を把握しているのでしょうか。把握して指導や支援しているものなら、停滞することはそうそうない

と思います。なぜデジタル化するのか、その重要性を認識してもらえるよう、職員の意識改革を進める必要があると思いますが、どのような対応をしているのか、お尋ねをいたします。
◯議長（関口忠男君）　教育部長・神谷君。
◯教育部長（神谷一美君）　教育委員会におけるデジタル化についてご答弁申し上げます。教育委員会内のデジタル化につきましては、議員ご指摘のとおり、アナログ的な部分がまだ多いと認識してございます。現在導入しておりますスポーツ施設の予約システムについても、インターネット上での予約はできるものの、さらなるデジタル化の推進に向けて取り組んでいく必要があるものと考えてございます。
　また、公民館講座の申込みにつきましても、議員からもご指摘がございましたが、現在は紙を使った申込みとなってございまして、複数の公民館に足を運ばなければならない状況になってございます。次年度に向けまして、１か所で申込みが可能となるよう、またスマートフォン、こちらはＬｏＧｏフォームでございますが、こちらなどから申込みができるよう検討してまいりたいと考えてございます。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　市長公室長・門脇君。
◯市長公室長（門脇　孝君）　ご答弁申し上げます。国の伴走支援につきましては、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局より行われているもので、デジタル技術を活用した各地域における生涯活躍のまちの推進及び地域の実情に応じた少子化対策の推進を目的としてございます。具体的な事業として、デジタル活用事業の具体化について伴走支援を行うとともに、地方公共団体に向けたデジタル技術の活用におけるプロセスモデルについて、情報発信を行ってございます。
　当市におきまして、伴走支援に取り組むこととなった経緯でございますけれども、同じく内閣官房が実施しております少子化対策を支援する取組である地域アプローチ・モニターとなっていた関係から、伴走支援についてのご案内がありまして、以前から課題としてありました公共施設利用のデジタル化について応募をいたしまして、令和６年度の取組として採用されたものでございます。
　伴走支援の対象事業といたしましては、市内スポーツ施設や公民館などの交流施設について、オンライン予約からスマートロックによる利用、キャッシュレス決済導入などを目指すものでございます。国からの具体的な支援といたしましては、現状把握や課題分析への支援、成果・効果の検証に関する助言、事例紹介と本市の現状を踏まえた効果的な事業実施への助言などをいただくものとなってございました。
　実際の伴走支援の経過といたしましては、令和６年４月以降、定期的な国事務局との面談、事例紹介、さらに情報政策課や担当課などとの協議などを重ねまして、令和７年度の事業化へ向けて進めてございました。しかし、情報政策課、事業担当課、政策企画課、関係課との間で、考えにつきまして生じた違いを調整することができず、また、実装までに整理すべき課題も多いことから、令和８年度での予算化を目指す形でのスケジュールを再構築していく形で、検討するものとしてございます。
　今年度の伴走支援につきましては、令和８年度の事業実施に向けて事業計画をまとめるところまで助言などをいただきまして、次年度に向けて、課題の整理や推進体制

についても協議検討してまいりたいと思っております。
　以上です。
◯議長（関口忠男君）　総務部長・武石君。
◯総務部長（武石　誠君）　ご答弁申し上げます。デジタル化を推進するためには、職員一人一人がその重要性を認識いたしまして、積極的にデジタルツールを活用できる環境を整えることが重要だと考えてございます。このため、本市では次の取組を行っているところでございまして、１つにＢＰＲ研修の実施、２つにＤＸ推進リーダー会議の開催、３つにＬｏＧｏフォームなど新規ツールの操作説明会の継続的実施でございます。これらの取組を通じまして、職員がデジタルツールの活用スキルを身につけるだけではなく、デジタル化の意義を深く理解し、デジタル・トランスフォーメーションに対する意識改革を図っているところでございます。
　さらに、職員の意識改革を一層推進するため、研修内容の充実、または支援体制の強化を進めますとともに、具体的な成果を職員間で共有することで、デジタル化の意義を実感できる環境づくりに努めてまいりたいと考えてございます。これにより、職員がデジタル化推進の主体者といたしまして、積極的に行動できる体制を確立したいと思ってございます。今後も市民サービスの向上を目指しまして、全庁一丸となったデジタル化を推進したいと考えてございます。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。
◯８番（櫻井　茂君）　市長公室長からは、システム開発が停滞することになった要因を説明いただきました。スマートロックの話が出ましたけれども、システム化から切り離して、職員が鍵を開錠するパスワードを利用者のスマートフォンに手作業でメール送信する形にすれば、開発期間は短縮されて、費用も安くなると思います。これができるかどうかはちょっとあれですけれども、私の案としては、切り離してもいいんじゃないかと思っております。何もかもシステムに盛り込んでいたら、切りがありません。これは開発費用も膨大なものになるはずです。そういった意味で、システム開発の途中で意見が相違するのも当たり前です。そういった意味で、責任を持ってまとめるのが、私は企画調整の役割だと思っておりますので、意見として申し上げさせていただきます。
　次に、教育部長ですけれども、現在運用しているスポーツ施設予約システムですが、初めて利用する方はシステム上、予約できないんですよ。ＩＤ登録しなきゃいけないので、スポーツ施設側に行かなきゃいけないんです、身分証明書を持って。初めて予約する方は予約できません。試しにやってみてください、後で。よろしくお願いします。
　次に、総務部長、私が求めているのは、デジタル化を進める担当や関係者が、自分たちの都合で勝手にシステム開発やスケジュールを遅延させるなということであります。この際は、誰かが冷静かつドライに、どのようにデジタル化を進めるのかを判断していただいて、今後の進め方を決める必要性があるのではないかということであります。アフターフォローもよろしくお願いしたいと思います。
　次の質問に入ります。５点目です。デジタル化を進めるキーマンは誰なのかという

ことで、お尋ねします。システム開発は時間と膨大なお金がかかります。簡易版の支援ソフト、あるいはパッケージの活用も視野に入れていただいて、システムの要求度やコストを的確に判断し、落としどころを見極められるキーマンがいないと、多分、非常に難しいです。市長以外の誰がキーマンになるのか、お尋ねします。
◯議長（関口忠男君）　総務部長・武石君。
◯総務部長（武石　誠君）　ご答弁申し上げます。デジタル化を推進するためには、議員ご指摘のとおり、効率的かつ戦略的に進行管理を行うリーダーの存在が不可欠であると考えてございます。特に複数の部署が関与するデジタル化プロジェクトにおきましては、適切な判断を下して利害調整を行うキーマンが、重要な役割を果たすものと考えてございます。
　本市におきましては、さきにご説明したとおり、情報化推進会議が市全体のデジタル化を統括いたしまして、個別のデジタル化案件については、各委員会ですとか担当部門が主体的に推進しているところでございます。また、必要に応じてデジタル化推進チームを設置するなど、柔軟な対応を図って、全庁的な連携を確保しながら進めているところでございます。
　ご指摘のとおり、システム開発には時間と費用がかかるため、簡易版の支援ソフトですとかパッケージソフトの活用を視野に入れた、効率的な進め方が重要だと考えてございますので、こうした方針判断につきましては、情報化推進会議が中心となりまして、副市長をはじめとするメンバーによって、適切な判断を行ってまいりたいと考えてございます。
　前段申し上げましたとおり、副市長を中心とした情報化推進会議が、石岡市のデジタル化を進める議員がおっしゃるところのキーマンの役割を担いまして、全庁一丸となって取り組んでいると認識しているところでございます。今後も引き続きまして、市民サービスの向上と業務の効率化に向けまして、効果的かつ持続可能なデジタル化を推進してまいりたいと考えてございます。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。
◯８番（櫻井　茂君）　情報化推進会議ですけれども、課題が発生したときにすぐ集まって議論できる機動力がありますか。全庁一丸という言葉が度々出ますけれども、これは理想です。ですけど、現実にできていませんし、今後も多分厳しいと思います。なぜならば、先ほど市長公室長からもありましたけど、体育施設の予約システムを１年先送りする判断を、私は変えてくれるのかなと期待していたんですが、何ら変わることなく、１年先送りとすると答弁がされています。先送りの結論を出す組織なら時間の無駄ですから、多分やらないほうがいいと思います。職員も仕事が減って喜ぶと思います。副市長の考えを伺います。
◯議長（関口忠男君）　副市長・田所君。
◯副市長（田所和弘君）　ご答弁申し上げます。議員ご指摘のとおり、様々な要因によりデジタル化が進んでいないという面は、否定することはできないと思っております。先ほどの議員からご指摘の、市民懇談会の施設の関係につきましても、大変恥ずかしいことでございますが、あの時点で初めてそういう事案があるということを知ら

されました。そういった、個別の市民が必要としている不便な状況を改善するためのことにつきまして、上まで情報が上がってこないというシステムそのものも、デジタル化も大変大事なんですけれども、そういうことからまず始めないといけないだろうと。そうしないと、市民が不便であるということがずっと続いてしまうと。一生懸命ＤＸで立派なシステムを構築したとしても、そこの部分が解消されなければ、全く市民にとってメリットがないであろうと思います。

情報化システム会議とか、あとは、今、先送りになったようなお話もありましたけれども、もう一度見直して、本当に機能しているのかどうか、機能させるためにはどうしたらいいかを考えなければならないなと思ってございます。ご指摘ありがとうございます。

◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。

◯８番（櫻井　茂君）　副市長のおっしゃるとおりだと思います。よろしくお願いをいたします。

幾つか指摘させていただきましたけど、市長はこの質疑を聞いてどう思いましたかね。市長が思っていたデジタル化の進捗が思いのほか進んでいないということを、多分認識されたと思います。この質問の答弁を各担当課からもらって、よりその感を強くしたのではないかと思いますけれども、市長の考えるデジタル化、あるいはキーマンは誰になるのか、何を期待するのか、見解を伺います。

◯議長（関口忠男君）　市長・谷島君。

◯市長（谷島洋司君）　お答えします。本市のデジタル化推進は、私自身も先頭に立って取り組むべき最重要課題の１つとして認識しております。先ほど来議員からご指摘があった公民館の予約、あるいはスマートキーも、今回初めて分かったこともありますけれども、スマートキーにつきましては、私も市長就任当初から、そういう認識を持ってデジタル化を進めようということでお話をしてきたところでございますので、非常に残念なところもあります。

デジタル化につきましては、市民サービスの向上と業務の効率化を実現するだけではなくて、本市の未来を切り開く鍵であると確信しております。そのために、先ほど来お話があるこの情報化推進会議を中心に、副市長のリーダーシップの下、市民の利便性向上に直結する課題について迅速に検討をするよう指示してまいります。

また、私自身も、市長としまして、やっぱり市民の声に耳を傾けつつ、持続可能な行政運営と市民サービスの向上を同時に達成すべく、全庁的な取組を着実に進めるキーマンとして先頭に立ち、デジタル化を推進してまいりたいと思います。ご意見ありがとうございます。

◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。

◯８番（櫻井　茂君）　市長から、市民の声に耳を傾け、先頭に立って取り組むというお答えをいただきました。それならば、答えはもう簡単です。先送りせず急ぎ解決策を見いだし、システム化を計画どおり進めなさいと、市長の右隣に座る方々に命じれば済むことです。やろうとしなければ、全くできないですよ。諦めちゃっていると、１年先送りですから。この１年先送りが２年、３年となる可能性も否定できないのが、現状であります。そういった面を含めて、今後のデジタル化をしっかり進めて

いただきたいと思います。
　以上、２問目まで終わります。
◯議長（関口忠男君）　暫時休憩いたします。１０分程度といたします。
午前１１時２０分休憩

午前１１時３３分再開
◯議長（関口忠男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
　８番・櫻井　茂君。
◯８番（櫻井　茂君）　引き続き質問させていただきます。
　３項目目です。行財政改革の視点についてということで通告をさせていただきました。
　行財政改革は、限られた経営資源を最大限に活用し、効率的で効果的な事業を進め、財政の健全化と市民サービスの維持向上の両立を目指す取組となります。本市の大型事業における行財政改革の視点について、質問させていただきます。
　今後、予定されている大型事業についてお尋ねするわけでありますけれども、この事業概要、事業名、想定予算規模、計画期間、完了予定時期について、ご説明をいただければと思います。
◯議長（関口忠男君）　市長直轄組織理事・浅田君。
◯市長直轄組織理事兼駅周辺にぎわい創生担当兼イベント広場利活用担当（浅田禎智君）　私からは、複合文化施設整備事業についてお答えいたします。
　複合文化施設整備事業は、旧市民会館に代わる新市民ホールの整備を進める事業であります。想定予算規模といたしまして、現在のところ約７９億４，２００万円を概算事業費として見込んでおります。ただし、この事業費につきましては、今後の事業が進捗する中で、精査や詳細検討、また資材及び人件費の高騰といった社会情勢の変化などにより変動する可能性があることを、ご了承願いたいと思います。
　計画期間、完了時期に関する現在の予定でございますが、令和６年度中の策定を目指し、施設整備に関する基本計画の策定を現在進めており、令和１２年度中の供用開始を目指し、設計業務、工事等に着手していきたいという考えでおります。
　以上でございます。
◯議長（関口忠男君）　子育て健康部長・豊崎君。
◯子育て健康部長（豊崎康弘君）　総合保健センター整備事業についてご説明いたします。想定予算規模は、建設費として１２億２，０００万円を見込んでおります。このほか、本定例会に上程中の用地取得費、補償費を除いた設計費用及び造成、外構費用は、整備規模が確定次第、算定する予定でおります。また、計画期間及び完了時期ですが、今年度、令和６年度から調査業務に着手し、その後、令和８年度中に工事を完了、令和９年４月の開設を目指しております。
　以上です。
◯議長（関口忠男君）　教育部長・神谷君。
◯教育部長（神谷一美君）　教育委員会からは、３つの事業についてお答えさせていただきます。

１つ目といたしましては、八郷総合運動公園プール整備事業でございます。想定予算規模といたしましては、建設費として１０億円を想定してございます。また、計画期間は３年間、完成予定時期としては令和９年度中を想定しているところでございます。

次に、図書館及びふるさと歴史館でございますけれども、こちらにつきましては、これまでイベント広場利活用の中で検討を進めてまいりましたが、イベント広場については新市民ホールを建設する検討が進められておりますので、これらを踏まえ、図書館、ふるさと歴史館については、今後の在り方について検討してまいりたいと考えてございます。

次に、市内小中学校の学校関係に関する事業といたしまして、まず、現在、取り組んでおります府中小学校の建て替えも含めた大規模改修がございます。また、見直しを進めております、石岡市立小中学校統合再編計画に基づく八郷地区の小学校の統合に伴う校舎等の整備や、杉並小学校の改修なども予定しているところでございます。これらの整備につきましては、石岡市学校施設個別施設計画に基づき事業を進めているところでございますが、この個別計画自体も現状とのずれが出てきておりますので、こちらの計画の見直し作業も検討してございます。そのため、現時点で詳細をお示しすることが困難ではございますが、計画の見直し作業や各事業の進捗につきましては、整い次第、市民、また議会の皆様にご説明をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。

◯８番（櫻井　茂君）　第３回定例会で市長は、新図書館とふるさと歴史館をイベント広場に建設すると明言しておりました。３か月たった今、イベント広場に市民ホールを建設するので、新図書館とふるさと歴史館ははじき飛ばされてしまったというような状況であります。歴史愛好家の方々は、ようやく歴史館ができるのかと非常に喜んでいたんですが、残念ながら、その思いも泡と消えそうな勢いですかね。私は、それと同時に、振り回される職員が気の毒で仕方がありません。こうした行為を４文字熟語で格好よく言えば、泡沫夢幻、もしくは有為転変、否定的な表現で言えば朝令暮改、あるいは君子豹変するというのでしょうか。市長はどれに当てはまると思われますか。

市民に約束した新図書館とふるさと歴史館をどうしたいのか、市長にお尋ねしたいと思います。

◯議長（関口忠男君）　市長・谷島君。

◯市長（谷島洋司君）　お答えいたします。図書館、ふるさと歴史館、私も歴史が非常に好きな者でありますので、ふるさと歴史館については、今の現状を非常に寂しいものだと思っております。そういった中で、ホール機能を中心とした施設を駅東へ整備して、イベント広場については検討する中で、老朽化している図書館、あるいはふるさと歴史館の公共施設と、民間企業からの要望のある商業施設を加えた活用を進めていきたいといった考えを述べさせていただいたところでございます。

しかし、新市民ホールの整備を最優先に進めていくための判断としまして、今回の

ような判断をさせていただいたところでございます。非常に各施設の老朽化が進んでおりまして、一つ一つ着実に進めていくためには、まずはないもの、そして教育環境ということで、優先順位をつけさせていただいたところでございます。

〔「何を言ってるか分からないよ」と呼ぶ者あり〕

◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。

◯８番（櫻井　茂君）　いろいろな思いがあるとは思うんですけれども、自分の発言には一定の責任を持っていただかないと、市長ですから、石岡市のトップとしての発言ですから、しっかりと約束したことは守る、守れないなら守れない理由を明確に説明していただかないと、市民も多分納得しないと思います。昨日つくるよ、今日になってやーめた。やめたんじゃなくて、じゃあどうするのというのが明確に示されないと、職員も困ってしまうと思います。我々も何をどう質問していいのか分からないです。これでは石岡のまちづくり、未来が非常に心配です。よろしくお願いしたいと思います。

　２つ目の質問に入ります。財源についてお尋ねします。先ほど答弁いただいたそれぞれの施設、財源はどう確保されるのか、想定されるのか、分かっている部分についてご答弁をいただきたいと思います。

◯議長（関口忠男君）　市長直轄組織理事・浅田君。

◯市長直轄組織理事兼駅周辺にぎわい創生担当兼イベント広場利活用担当（浅田禎智君）　お答えいたします。市民ホール整備の財源につきましては、合併特例債、国土交通省所管の補助金である都市構造再編集中支援事業交付金、補助金に関連する公共事業等債、令和５年度より積立てを開始した基金、その他一般財源を見込んでございます。財源の内訳につきましては、より有利な配分となるように、庁内で調整を進めているところでございます。

　以上でございます。

◯議長（関口忠男君）　子育て健康部長・豊崎君。

◯子育て健康部長（豊崎康弘君）　総合保健センターの財源につきましては、地方債の公共施設等適正管理推進事業債の活用を予定しております。充当率は９０％、交付税措置率は５０％となっております。

　以上です。

◯議長（関口忠男君）　教育部長・神谷君。

◯教育部長（神谷一美君）　お答えいたします。初めに、八郷総合運動公園プールにつきましては、現時点で想定しております財源につきまして、学校施設環境改善交付金やスポーツ振興くじ助成、地方債などの活用を想定してございます。また、ネーミングライツを活用するなど、財源の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

　次に、学校施設の整備につきましては、県や国と協議の上、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金の活用を予定してございます。また、それに併せ活用する地方債や学校施設等整備基金を活用しながら、事業を進めてまいりたいと考えてございます。

　以上でございます。

◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。

◯８番（櫻井　茂君）　全国各地で、物価高騰と人員確保の難しさから建築経費が跳ね上がっているという報道が出始めました。財源、今、報告をいただきましたけれども、場所が変わってしまって具体的な金額を示せないというような内容もありましたが、これまでの示していただいたものを私なりに算定すると、１３０億円ぐらいの額が必要になって、そのうち半分が国庫補助で、その中で６割ぐらいは交付税で措置されると。残りの部分で三、四十億円、純粋な税金から投入しなきゃいけない費用が発生するんだろうと思います。

ただ、これも物価高騰のあおりを受けて、今後どのぐらいの期間で建築が進むか分かりませんけれども、今の１．５倍程度は見ておかないと、多分落札できないんじゃないかと思います。落札できなくて、不調が各地で出始めているようですので、その辺は情報収集をお願いしたいと思います。当然、そういったことで、この２年間の停滞が複合文化施設に関してはありましたので、四、五十億円、石岡市は損するんじゃないかと私は見ております。建築費だけでなくて、その後の維持管理経費についても真剣に考えていただいて進めないと、石岡市の財政で首が回らなくなる可能性が本当にやってきてしまうという心配がございますので、よろしくお願いします。

そういった事態にならないよう、公共施設等総合管理計画を策定したわけですけれども、整合性はどのようになっているのか、お尋ねします。

◯議長（関口忠男君）　市長公室長・門脇君。

◯市長公室長（門脇　孝君）　ご答弁申し上げます。当市では公共施設等の更新、統合、再編、長寿命化などを計画的に行い、良質かつ持続可能な公共施設サービスを実現することを目的とし、平成２９年３月に、令和３８年度までの４０年間を計画期間とする石岡市公共施設等総合管理計画を策定してございます。計画では５つの基本方針の考えに基づき、長期的な視点で計画的に公共施設等の更新などを実現していくため、良質かつ持続可能な公共施設サービスの実現とコスト縮減の両立を前提としつつ、４０年間で施設総量面積２０％削減の数値目標を掲げてございます。

この数値目標を達成するため、各個別施設計画の策定に際しましても、施設重視の発想から機能重視の発想へ転換することとし、集約化や複合化、再配置などの検討を行ってまいりました。現在、計画の進捗に伴い、計画策定当時よりも施設の見直しや統廃合が進んだものもある一方、施設によりましては、更新により面積が増加する可能性が生じている状況もございます。

そのような中、本計画につきましては１０年ごとに見直しをすることとしており、次回、令和８年度の改定に向けまして、改めて各施設の利用状況や維持管理コストを分析し、必要な施設の整備や改修時期について検討を行う予定でございます。今後も、計画との整合性を図りながら、その趣旨である市民サービスの向上と財政負担の軽減を両立できるよう努めてまいります。

以上でございます。

◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。

◯８番（櫻井　茂君）　よろしくお願いします。

続いて、３点目、意思決定の手法ということで、結局、最後は市長を中心とした中で意思決定がされるわけですね。場所であるとか財源であるとか、複合化するのであ

ればその機能、そういったものを決定しなきゃならないですね。決定の仕方、その手法をどのような形にするのか、ご説明いただければと思います。
◯議長（関口忠男君）　市長公室長・門脇君。
◯市長公室長（門脇　孝君）　ご答弁申し上げます。施設整備等の大規模事業につきまして、意思決定の手法でございますけれども、初めに、所管する部局でのＥＢＰＭの考えなどから各種事業などを検討いたしまして、関連する庁内の部局及び庁外での検討組織がある場合は、その組織での検討を行ってまいります。その後、本市として事業を決定するに当たりましては、全庁参加型で財政計画などとも照らし合わせた上で、最終的に庁議により事業の可否判断を行ってございます。
　なお、庁議につきましては、市行政各部門の基本方針を総合的視野から策定し、かつ、その推進に当たって、相互の連絡調整を図るために置くものとなってございます。市行政の基本方針や重要施策に関する事項、または複数の部局において調整が必要な事項など、庁議決定事項として扱うことが適切であるものについては、審議事項として協議をしてございます。また、全庁的に共有すべき主要事業の進捗状況や問題点や、重要な法令などの制定と改廃、各常任委員会への報告を要する事項などにつきましても、報告事項として取り扱ってございます。
　これらにより事業のマネジメントを行っているところでございますが、政策判断を要する経費や大規模事業に関する検討に当たりましては、財政的に後年度への影響が大きいものでございますので、これらにより慎重に事業の可否について判断してまいりたいと考えてございます。
　以上です。
◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。
◯８番（櫻井　茂君）　意思決定の手法については様々なやり方が多分あるんだろうと思います。そういう中で、公室長から報告されましたけれども、いろいろな会議を設けて、その中で検討してという話もありましたが、複合文化施設に関しては、せんだっての特別委員会の中で私が質問させていただいた際、その会議をすっ飛ばして庁議で決めたというような、非常に乱暴なやり方もあったようであります。
　一方、庁議が、じゃあ機能しているのかといえば、先ほど質問した八郷運動公園の許可の在り方、庁議の中でどういう意見が出たのか。私、元職員として言わせていただければ、誰がどう見てもおかしい、そういう意見が部長の中から出なかったのが不思議でなりません。その場に私はいませんので、出たのか出ないのかは分かりませんけど、出なかったので許可したんだと思いますので、そういった意味でも、意思決定の手法はもう一度きちっと、皆さんの中で議論していただきたいと思います。来年は役職定年で５名の部長が辞められると聞いていますので、自分は関係ないと思っていても、その部署に異動になって、その責任を問われると。庁議で決めたので、あんたもいたでしょうと言われちゃいますので、しっかりと議論していただきたいと思います。
　次、４点目です。行財政改革の視点での事業検討であります。公共施設の老朽化に伴い、早急に整備を進める大型事業が複数提案されており、施設の機能や活用方法、建築費用について、行財政改革の視点で検討しないと市財政が維持できなくなるおそ

れがあると、指摘させていただきました。
　公共施設総合管理計画では、人口減少化時代に合わせて公共施設の統廃合、あるいは、新規の場合は複合化を行い、総量規制２０％削減をうたってきております。しかし、現状は、複合文化施設建設事業は４年間も迷走を続けた末、突然、複合化をやめ、単独整備で提案されました。そこに行政改革の視点があるのかと指摘させていただきます。同僚議員の質問では、駅周辺整備事業も詰めの甘さが指摘されているにもかかわらず、これまた無駄な投資を繰り返しており、後世においてそしりを受けることになりかねません。
　八郷総合運動公園のプールは、維持管理を怠ったツケにより使用ができなくなりました。教育委員会は小中学校のプール建設をやめて、屋内温水プールに集約し、市民へも一般開放する方針が示されました。学校プールは国庫補助制度や交付税措置で位置づけられていますので、当然これは必要であります。しかし、一体何人の市民が温水プールを利用するのか、議論もなしに多額の予算を投入しようとしている方向性は、私は疑問です。
　かつて県の職員に言われたことがあります。石岡市は幾つ温水プール持つんですかと。東北地方の雪の降る雪深い市でも、複数持っているところはほとんどないですよと、笑われたことがあります。あえて指摘させていただきます。
　さらに、小中学校から八郷総合運動公園までの送迎バスの費用負担等、いろいろ考えなきゃいけない部分もありますが、これらが果たして検討されたのか。どうもそうでないような雰囲気がありますので、非常に残念なところです。
　一体石岡市の行財政改革はどこに向かうのか。市長にご説明をいただければと思います。
◯議長（関口忠男君）　市長・谷島君。
◯市長（谷島洋司君）　お答えします。石岡市は、総合計画に掲げます将来像「誰もが輝く未来へ　共に創る石岡市」の実現を目指して、まちづくりを進めております。この将来像の実現と中長期財政フレームのバランスが取れた経営を目指しております。総合計画の実現と健全財政の維持が両立できるよう、経営判断を実施してまいりたいと考えております。
◯議長（関口忠男君）　８番・櫻井　茂君。
◯８番（櫻井　茂君）　とにかく財源確保が大変だと思います。物価は高騰しています。その現実を踏まえて、行財政改革の視点を組み入れて、議会にも丁寧な説明をお願いしたいと思います。そうしないと石岡の未来が開けてきませんので、市長、よろしくお願いします。
　以上で質問終わります。